

平成31年3月12日（金）

（開 会） 10：00

（閉 会） 14：02

【 案 件 】

1. 議案第23号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
2. 議案第24号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
3. 議案第25号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
4. 議案第68号 契約の締結（庄内温泉筑豊ハイツ再整備（本館解体・新施設建設）工事）
5. 請願第15号 飯塚市弓道場に関する請願
6. 新体育館、筑豊ハイツ、地方卸売市場の整備について

---

○委員長

ただいまから、経済・体育施設に関する調査特別委員会を開会いたします。

「議案第23号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○都市施設整備推進室主幹

「議案第23号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」の補足説明をいたします。議案書の11ページをお願いいたします。

今回の条例改正につきましては、この条例の別表に記載しております飯塚市庄内温泉筑豊ハイツ再整備事業者選定委員会について、答申をもって担任する事務が終了したことにより、所期の目的を達成していることから、廃止するものでございます。以上、簡単ではございますが、議案の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第23号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第24号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○都市施設整備推進室主幹

「議案第24号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」の補足説明をいたします。議案書の13ページをお願いいたします。

今回の条例改正につきましては、この条例の別表に記載しております飯塚市新地方卸売市場建設設計者選定委員会について、答申をもって担任する事務が終了したことにより、所期の目的を達成していることから、廃止するものでございます。

あわせて、飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例において、当該委員の報酬額を廃止するものでございます。以上、簡単ではございますが、議案の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第24号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第25号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○健幸・スポーツ課長

「議案第25号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」の補足説明をいたします。議案書の15ページをお願いいたします。

今回の条例改正につきましては、この条例の別表に記載しております飯塚市新体育館等建設設計者選定委員会について、答申をもって担任する事務が終了したことにより、所期の目的を達成していることから、廃止するものでございます。

あわせて、飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例において、当該委員の報酬額を廃止するものでございます。以上、簡単ではございますが、議案の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第25号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第68号 契約の締結（庄内温泉筑豊ハイツ再整備（本館解体・新施設建設）工事）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○都市施設整備推進室主幹

「議案第68号 契約の締結（庄内温泉筑豊ハイツ再整備（本館解体・新施設建設）工事）」の補足説明をいたします。追加議案書の6ページをお願いいたします。

議案第68号、工事請負契約の締結につきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び飯塚市議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき、本案を提出するものがあります。

本件、庄内温泉地区ハイツ再整備（本館解体・新設建設）工事につきましては、契約金額12億5128万8千円で、飯塚市庄内温泉筑豊ハイツ再整備事業基本協定を締結しております九特興業株式会社と契約を締結するものであります。

資料の7ページ、工事請負議案資料をお願いいたします。工期につきましては、本契約として認められた日から2020年3月31日までとしております。見積もりの結果でございますが、予定価格12億5456万7960円に対しまして、見積額12億5128万8千円、比率にして99.73%となっております。以上、簡単ではございますが、議案の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

この契約金額の元となる予定価格、12億5456万円です。この金額はどういうふうに設定したのか、お尋ねします。

○都市施設整備推進室主幹

この価格につきましては、設計をしました設計額でございます。

○川上委員

その要素をお尋ねしているわけです。

○都市施設整備推進室主幹

施設につきましては、ホテル棟1棟、コテージ5棟、その他のグランピング施設としまして、テント、キャンピングカー、外構、舗装、植栽、及び筑豊ハイツ本館の解体となっております。

○川上委員

ではその合計がこの12億5400万円余ということになるわけですか。

○都市施設整備推進室主幹

はい、委員おっしゃっているとおりでございます。

○川上委員

そうしたら、今おっしゃった要素があるでしょう。それごとの数字を教えてください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:08

再 開 10:12

委員会を再開いたします。

○都市施設整備推進室主幹

内訳の主要なものでございますが、造成工事費で1億500万円、本館の解体工事費で9500万円、ホテル棟の建設費で8億6400万円となっております。

○川上委員

12億5千万円の仕事ですよ。それで、今言った中身でも、大体、分離分割で3工区以上はつくれるわけです。地元業者の方に競争をきちんとやってもらって、そして、直接市が発注する方法もあったと思うんだけど、そういうことができないような工事ですか。

○都市施設整備推進室主幹

この再整備事業につきましては、市の募集としましてDBO方式、デザイン・ビルド・オペレートということで、設計、建設、それから後の維持管理運営までを一体的なものとして募集をしております。その中での建設工事になりますので、一事業者との契約ということでさせていただいております。

○川上委員

だから、もともとこういう工事は、市が直接発注するのであれば、分けて適正な競争入札をしてもらってできる、そういう工事ではないのかと聞いたわけです。そういう工事ではないですか、工事そのものは。

○都市施設整備推進室主幹

工事だけを単独で考えるのではなく、設計、それから建設工事、運営までを一体として考えておりますので、このような方式をとらせていただいております。

○川上委員

方式のこと聞いていないでしょう。この工事そのものが、市の直接発注で、競争入札で適正にできるような工事ではないのかということを知りたいです。

○都市施設整備推進室長

質問委員言われますように、工事の内容といたしましては、分離分割発注できるような工事概要でございますが――

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10：16

再 開 10：17

委員会を再開いたします。

○都市施設整備推進室長

先ほどの答弁と同じになりますけれども、今回は公募型プロポーザル方式というところで制度設計ができておりますので、その関係からいきますと、随意契約の九特興業という形の、1者での契約というふうになるところでございます。

○川上委員

ちょっと交通整理しますよ。私は、先ほど言われた工事は、競争入札でもできるのではないのかと。そういう工事ではないのかということを知りたいんです。そうしたら、そうですということでしょう。ですから、私が今から聞くのは、従来の市直接発注でできるような工事を、なぜそういう、その新しい一括方式でやるのかということを知りたいんです。なぜやるんですか、そういう方式で。

○都市施設整備推進室長

今回のご提案は、DBO、先ほど何回も申し上げておりますけれども、この方式で、いわゆる時間がないということと、あと、いわゆる民間のノウハウを利活用して、今後、維持運営が適正にできるような形で、新しい筑豊ハイツの形としての施設整備を目指すところで、整備計画に基づきまして、今回の方式を採用したところでございます。

○川上委員

時間がないと。それから、ノウハウとしては、今後のことというのがよくわかりませんね。それから、新たな筑豊ハイツのあり方ということもわかりません。今後のことは、何のことですか。時間がないというのは、まあ1つずつ聞こう。時間がないというのはどういうことですか。

○都市施設整備推進室長

この件につきましても、報告させていただいておりますが、2020年に南アフリカ共和国が事前キャンプ地として、本市にキャンプ地を張るようになっております。しかしながら、本市におきましてはいわゆるバリアフリーの施設がないということで、南アフリカ共和国のアスリートを誘致する場合には、この施設がどうしても必要であるということでございます。

○川上委員

当初、南アフリカ選手団の方を受け入れるバリアフリーの施設がないということでしたでしょう。そのためにこれを整備するということでしたでしょう。幾つ足りないのかということを知りたいなら、なかなか答えなかったんだけど、「10室足りない」と言ったんです。10室足りないと言ったでしょう。それで、10室くらい、急いでどうにかならぬのかという話を随分してきたんです。そのことと、筑豊ハイツの勤労者市民の健康、余暇、スポーツのための施設づくりとは重なる部分もあるけれども、拙速でいいのかということを知りたいと思います。そういう意味では、あなた方は10室を確保できない、急がないといけないということで、最初は10室と言ったんです。そのことで時間がないというふうに言っているんですか。10室のことを言っているんですか。

○都市施設整備推進室主幹

まず、筑豊ハイツの再整備につきましては、建築から40年以上経過し、老朽化が著しいということから、再整備というような、飯塚市のほうでずっとどうにかしなければいけないとい

うことで、検討してまいっております。その上で、委員のご指摘の、時間がないという部分につきましては、（発言するものあり）2020年に間に合わせるためということで、それまでに再整備を行いたいということで、あと、バリアフリーの部屋10室につきましては、車いすテニス協会と打ち合わせ、事前にお話をさせていただいた中で、10室程度あれば障がいのある方の受け入れにも対応できるというアドバイスをいただきましたので、10室で募集をさせていただいております。

○川上委員

逆でしょう。あなた方がこの特別委員会に最初に報告してきたのは、とにかく10室足りない。何とか力を合わせてやりましょうというようなお話だったでしょう。間に合うのかという議論を随分してきたではないですか。しかし、そのことと、全体的な筑豊ハイツ再整備との関係は、直接はないということはずっと私は指摘してきたわけです。時間のことはそういうことです。それから今後のことを、「新しい筑豊ハイツの構想」と言いましたか。考え方と言いましたか。今までと何か理念を変えるわけですか。

○都市施設整備推進室長

再整備に当たりましては、筑豊ハイツの再整備事業計画、これは改訂版ではございますが、その中で基本理念というものを定めております。その中では、車いすテニス大会運営の支援機能を含めた嘉飯圏域テニスのまちづくり計画に資する施設、それから、障がい者に優しいバリアフリーに配慮した施設、それから、景観や環境保全に配慮した施設、多くの人が集うコミュニティ機能を有する施設、それから5番目でございますが、隣接する県営筑豊緑地利用者が利用しやすく、スポーツ合宿等にも対応可能な施設というふうに基本理念で定めているところでございますので、この趣旨に合った今後の施設であるというふうに考えているところでございます。

○川上委員

だから、従来の手法であったら、飯塚市が設計委託をかけるでしょう。市と協議しながら、全体的なよい構想をつくる。実際、工事をします。そのときは分割するでしょう。構想が上がってきます。設計が上がってきます。分割して発注するでしょう。それぞれに競争するじゃないですか。それが、詳しい人もおるけど、そういうやり方なんです。今回はそうしなかった。それで、12億5400万円でぼんと来る。それについては、さっき3つ言いましたよね。そうすると、その要素が3つあったんだけど、99.7%ですよ。これで見積もりが来ているんならなおのこと、それぞれごとには、どういうふうな見積もりをしたんですかというのは聞きましたか。

○都市施設整備推進室主幹

提示された見積もりの内訳というのは、お尋ねしておりません。

○川上委員

先ほど、1番、2番、3番言ったでしょう。それに対して、我々は予定価格の内容はこうなっていますということを、自分はわかっているんだから。相手が99.73%で来たときに、これはどうなっているんですかというのは聞かなかったんですか。

○都市施設整備推進室主幹

聞いておりません。

○川上委員

そうすると、工事内訳書、こういうのは見ているんですか。

○都市施設整備推進室主幹

見積入札を行っておりますので、その上では、設計図とあわせて設計書もございますので、我々のほうの積み上げる金額のほうは存じております。

○川上委員

今、何とおっしゃったんですか。「我々のほうの数字は承知しております。」と言われたんですか。

○都市施設整備推進室主幹

すみません、言葉足らずで申しわけありません。市が発注する設計額の内訳はございます。

○川上委員

私、そんなこと聞いていないでしょう。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 27

再 開 10 : 36

委員会を再開いたします。

○都市施設整備推進室主幹

工事内訳書につきましては、九特興業から提出はさせておりません。

○川上委員

それ不可解なんですよね。そこで、一般の競争入札の際に、工事費内訳書を出さなくてよいのはどういう場合なのか、お尋ねします。

○契約課長

競争入札に関しましては、全ての工事において工事費内訳書の提出を求めています。

○川上委員

もともと、例えば旧飯塚市の場合は、工事の内訳書の提出は義務づけていなかったんですよね。それを、旧飯塚では議会での指摘、それから、執行部の受けとめの中で、これはもう出そうではないかということになって、本市においてもそれが続いていると思います。

それで、この方式は工事費内訳書を出さないでよいという決まりがあるんですか、この方式の中で。

○契約課長

決まりというものはございませんけれども、今回の案件が随意契約ということで、一つは競争性とかそういったものが働かないということもあろうかとは考えます。

○川上委員

競争性は働かないということなんですか。

○契約課長

今回の方式が、かつてこのような方式で発注したことはございませんけれども、随意契約ということでございますので、この契約の見積もりをいただくという段階においては、競争性はないというふうに考えます。

○川上委員

そうすると、競争性は働かないということと、この方式で、さっき言った1、2、3ごとの見積もりも知らないわ、もちろん工事費の内訳も出させていないと。関係があるんですか。随意契約であるということと工事費内訳を要求しないということと何か関係があるんですか。決まりがありますかと聞いたね、さっき。決まりはあるんですか、この方式で工事費の内訳書は取らないという決まり。

○契約課長

そのような決まりはございません。

○川上委員

そしたら取ってもいいわけですよね。でも、どうして取らない判断をしたんですか。

○契約課長

取らないという判断と申しますか、事前に、今回のDBO方式ということで、細かい内容で

すとか、そういった整備方針というものが、先ほどから担当課のほうが答弁しておりますけれども、そういったことを詰めていったということの判断といたしますか、中身は十分打ち合わせた中で決まっているものというふうに考えます。

○川上委員

九特興業には、実は工事費の内訳書くらい出してくださいというふうに言ったのではないんですか。

○都市施設整備推進室主幹

そのような申し入れは行っておりません。

○川上委員

では、九特興業は、市に対する責任は果たしていないということはないということになるんですね、そのことについて言えば。そういうことですか。

○都市施設整備推進室主幹

工事内訳書を求めておりませんので、内訳書を出さなくてはいけないという責任は果たせないということではありません。

○川上委員

それで、さっき契約課長から答弁があったんだけど、いろいろなことを話し合った中で、求めないということを決めたと言いましたか。決めていないんですか。話してあったけれども、いつの間にか求めないということになっておったということなんですか、どちらですか。

○契約課長

申しわけございません、言葉が足りなかったと思います。それを求める、求めないというのを決めたとか、決めていないとか、そういうことではございませんで、求めなかった判断の一つとして、担当課のほうと細かい協議がなされているものというふうな判断をしたということでございます。

○川上委員

担当課のほうで細かい判断というか、それ何のことですか。担当課が、九特興業と細かい打ち合わせをしたということを言っているんですか。

○契約課長

今、工事費内訳書の話でございましたので、訂正します。工事内訳書を出す、出さないというような協議はありません。ただ、その工事の内容については、それぞれ担当課のほうで協議されているものということをお伝えしたかったというだけでございます。

○川上委員

そうすると、一般競争入札でできない工事ではないというのが1つ、そして、新方式を採用しているんだけど、ここでも工事費内訳書を出さないでよいということを決めた覚えはないという事実が今、浮き彫りになっているわけね。そうすると、なぜ、工事費内訳を求めないのかというところが疑問になってくるでしょう。一般だったら、理由があって工事内訳を出してもらったんです。高落札がずっと続くから、ちょっと中身を見てみようということで決めたんです。今度は、新方式には、くどいけど、決まりはないと。出さんでいいという決まりはないと。そうしたら、高落札を防止するために、計算もなしに、むやみやたらなものが出ないように、工事費内訳書を出させてもよかったわけよ。なぜ求めなかったかがよくわからない、さっきからの答弁では、99.73%でしょう。ちゃんとしたものを求めなかった判断の根拠、これ聞かせてください。市民が一番聞きたいところだと思います。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:44

再 開 10:46

委員会を再開いたします。

○契約課長

まず、先ほども答弁したかと思えますけれども、一般競争入札、それから指名競争入札につきましても、これについてはきちんと工事内訳書の提出を求めています。今回の分が随意契約でございましたので、工事費内訳書の提出は求めておりません。もともと工事費内訳書の提出を求める要件の1つには、一つはやはり談合の防止といったような要件もあろうかと思っております。先ほど来、私のほうで答弁させていただいておりますけれども、その細かな内容につきましても、担当課と十分協議がなされたということで、工事内訳書と直接の関係があるわけではございませんけれども、そういった細かな打ち合わせもした中で、今回の計画ができているものと判断しております。また、工事費内訳書でございますけれども、先ほどから高落札ということと工事費内訳書の話のご質問かと思っておりますけれども、やはりその一つには品質の確保ができています。品質の確保を求めるということも、1つの要因でございますので、その原課との打ち合わせといいますか、各相手方業者さんとの協議によって確保されているものというふうに考えております。

○川上委員

今の答弁を聞いていても、なぜ工事費内訳書を求めないのか、理由がよくわかりません。さっきちょっと言われたけど、これは、最低制限価格への応札の集中、くじ引き、もうとにかく工事、どうやりますかとかいうのはあんまり考えずに、とりあえず最低制限価格応札というのも困るでしょう。そうすると、今回のことについて、なぜ工事費内訳書を求めないのか、談合というのは、ひとりで談合することはできませんからあれだけど、品質の確保という角度からいっても心配でしょう。だから、工事費内訳書を出さんでよいというルールを決めていないんだから、求めたらよかったのではないんですか。それを求めないというのは、誰の判断なんですか。担当課ですか、市長ですか、副市長なんですか。誰の判断なんですか、この工事費請負内訳書を見なくてもいいと。あなた方がどんなふうにつくるか、自分が提示した予定価格以内やったらどうぞと。いずれ市の管理する建物になるわけでしょう。どんなふうにつくられるかもわからないで、お金だけ出しましょうということでもいいのかと思うわけです。だから、もう一遍きちんと答えてください、工事費内訳書を求めなかった理由。

○都市施設整備推進室主幹

随意契約で一般的に工事費内訳書を求めていないのは、先ほどの契約課長の答弁にあっております。あと、この事業につきましても、プロポーザルを行って提案を受けた中で、設計、工事監理で幾ら、建設工事で幾らという提案を受け、それに基づいて基本協定を締結しております。その範囲の中でできるものということの確認もできましたので、工事内訳書を求めています。

○川上委員

市長、副市長、もうこちらが予定した金額以内で請け負ってくれるんだから、どんなふうにするかはお任せという答弁を今したんですよ。具体的に、公共施設の安全確認とか、そうしたことについては無関心ですという答弁をしたんですよ。違いますか、市長、副市長。どういう答弁ですか、今のは。

○都市施設整備推進室長

何度もの答弁になりますけれども、今回につきましては、設計業者もこの構成メンバーに入っております。この設計業者においてしっかり設計を、私どもも見極めた上で事業者のほうから見積もりが出ておりますので、その点につきましては、プロポーザルの提案の範囲内であったので、十分施工能力があるというふうに考えているところでございます。

○川上委員

施工能力があるかどうかは後で聞きます。あなた方がなぜあると判断したか聞きますけど。



だから、市長と副市長に聞いたでしょう。先ほどの主幹の答弁が、私が言ったようになるのではないかと。繰り返してもいいけど、お任せということになるのではないんですかということ聞いたんだけど。今、課長の答弁でも、それに対しては直接答えていないでしょう。お任せではないんですか、これは。

○副市長

何回も先ほどから答弁しておりますように、設計監理する業者も入っております、この中には。3者で合同の会社で、プロポーザルで決定しておりますので、設計業者がちゃんと設計監理もしていきますので、お任せということではなくて、設計業者とも当然、今後打ち合わせしながら、この工事費でももちろん入札しておりますので、契約しておりますので、通れば、設計業者と十分打ち合わせをしながら、施工管理をやっていきますので、お任せということではありませんので、ご理解のほどお願いいたします。

○永末委員

ちょっと私のほうからも少し質問のほうをさせていただきたいと思います。今回の契約議案ということになっておりますので、一つ、審議の中心としては、きちんと役所側の提案に沿った形の施設ができておるのかどうかというところを確認させていただきたいと思います。

実際、幾つかの要件を整えられての、要望を出された上での今回契約、設計されての契約になっているかと思うんですけど。実際、今回整備する宿泊施設の特色というのはどのような形になっておるといふふうに考えられておるのでしょうか。それは実際満たされたような建物が今回、提案されておるのか。その部分、答弁いただけますか。

○都市施設整備推進室主幹

今回につきましての宿泊施設の特色としましては、飯塚国際車いすテニス大会や、南アフリカ共和国パラリンピックチームの事前キャンプ地の開催場所となります。募集時の条件にしておりました、バリアフリーの客室10室や、ナショナルトレーニングセンタールームとして利用できます小ホールを備え、全体的にバリアフリーに配慮した施設としておまして、市のほうで募集しました整備内容に合致しております。

○永末委員

市長のほうからも常々、この委員会が立ち上がったときからあっていますけど、やはり、ぜひとも2020のオリンピック、こちらのほうに間に合わせてほしいというふうな要望があった上での、当然、いろいろな制度設計であったかと思いますが。市の直営でできなかったのかというふうな質問もあっておりましたが、その部分に関して、時間が足りないということは、こちらの委員会のほうでも何度も確認をしておりましたので、そういったのは難しいので、今回DBO方式という新たな形をとってというふうに理解しております。それで、一つ大きな部分の問題として、バリアフリーの、福祉の、福祉施策をしっかりと進めていきたいというふうな考えがある中での、今回一つのあり方だと思いますので、そういったバリアフリーの部屋がきちんと整備されておるのかという部分の一つ、今回、重要な論点かと思うんですが。その部分に関して、15室ぐらいの整備の図面が出ておりますけど、このうち実際にバリアフリーの客室というのは何室で提案されておるのでしょうか。

○都市施設整備推進室主幹

客室、15室ございますが、そのうちバリアフリーの仕様になっております部屋は10室でございます。ただし、ほかの5室につきましても、バリアフリー仕様ではございませんので、手すり、あと中の段差等が、手すりがなかったり、中の段差等がある部分もございますが、空間的には、広い空間を確保していただいておりますので、客室としては――。

○都市施設整備推進室長

バリアフリーの部屋は10室でございます。全体は15室で、バリアフリーの部屋は10室との提案でございます。

○永末委員

今回そういった提案が出ているんですけど、今回この施設が仮にできなかった場合というのは、実際この施設以外でバリアフリーのところの対応になっていくかと思うんですけど、そういった場合、飯塚市内のほうで対応できる部屋というのは今どのぐらいあるんでしょう。

○都市施設整備推進室主幹

飯塚国際車いすテニス大会においては、筑豊ハイツ、それからのがみプレジデントホテル、新飯塚のステーションホテル等がオフィシャルホテルになっておりますが、どれも完全なバリアフリー仕様の客室はございません。飯塚市内で調べましたところ、宿泊施設で客室がバリアフリー仕様になっている施設は1ホテルの1室のみでございます。

○永末委員

今、市のほうとしてはしっかり福祉施策、特に飯塚国際車いすテニス大会というのを一つの大きな目玉として進められようとしておられるかと思えます。その中で、今回この施設ができ上がれば、今は1つしか市内のほうにないバリアフリーの施設が10室ふえるということで、これは大きく喜ばれるんじゃないかと思えます。あと、それとこの図面見てますと、レストランの整備という部分にも触れられておられるかと思うんですけど、これはこういった形での食事の提供が提案されておられるんでしょうか。

○都市施設整備推進室主幹

企画提案の中で「Eat Locally」として提案されました食事に関しましては、地域の食材を使うものとして、運営事業者におきましては、ホテルマリノア福岡や天神スカイホールにて糸島産の野菜を使つての料理を提供されております。今回整備します施設においても、地域の旬の食材を生かした料理を提供するというので、地産地消につながるものでございます。

○永末委員

一つやはり地域の、今、糸島産のものを使われていると言われてましたけど、ほかのところでは、そういったところをきちんと考えていただきながら、地域の食材を使ったものを提供することをやっぱりこちらのほうも考えているというふうな形でもよろしいんでしょうか。

○都市施設整備推進室主幹

委員のおっしゃるとおりでございます。

○永末委員

農業されてる方とかからもたくさんの要望をいただきます。やはり所得の向上とかそういった部分でやっていける施策をぜひ進めていただきたいということで、やはり地産地消の部分の意見等も多々いただきますので、こういった部分もしっかりと含めてやっていただきたいと思えます。あと一番は、先ほどちょっと述べましたけども、飯塚国際車いすテニス大会とのつながりというのがこの施設、どうしても外せないかと思うんですけど、実際この再整備の事業者が決まって、その後、筑豊ハイツを利用されている車いすテニス協会でありますとか、ナショナルチーム等にご意見等はいかががわれましたでしょうか。

○都市施設整備推進室主幹

まず、事業者が決定した段階で、企画提案の内容について説明を行っております。続きまして、設計を進める中で具体的な内容について協議させていただいております。

○永末委員

実際、協議内容といいますか、テニス協会でありますとかナショナルチームのほうからは、今回の施設に対してこういった感想を持たれているというふうなことがありますでしょうか。

○都市施設整備推進室主幹

飯塚国際車いすテニス大会や、車いすテニスのナショナルチームの合宿において、バリアフリーの部屋はあることは非常に助かることのご意見や、飯塚国際車いすテニス大会に参加されます国内選手や外国の選手に対して、すてきな施設として自信を持って紹介できる、テニスコー

トの観覧スタンドの整備とあわせて、テニスコート等の一体的な施設として利便性の向上が見られるというご意見がございました。

○委員長

よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

○上野委員

ホテル棟を見させてもらってますけど、1階と2階の移動方法はどうなりますか。

○都市施設整備推進室主幹

1階から2階、2階から1階への移動方法につきましては、基本エレベーターとなりますが、屋内の階段もごございます。

○上野委員

エレベーター、これ見る限り1基しかないんですが、対応大丈夫かなと思うんですが、ふやしたりはできますかというよりも、このエレベーターの基数についてはどのような判断で1基にされたのか聞かせてください。

○都市施設整備推進室主幹

客室、宿泊者数、考慮しまして1基で運営ができるということから、1基としております。

○上野委員

15室中10室がバリアフリーということは、マックス10名、1室お一人用かな。これマックスで何名の車いす利用者の方が宿泊できるんでしょうか。

○都市施設整備推進室主幹

宿泊できる車いすの利用されている最大の人数としましては、20名になります。

○上野委員

朝食ですとか夕食、また車いすテニス大会、始まり終わりの時間というのは集中をするのではないかと思うんですが、1基のエレベーター、そして後は屋内と屋外の階段が1つずつのようには見えますが、これ、スロープなんかもつくっていかないと、とてもじゃないけど20名の方がずっと列をつくってますというようなことになりかねないと思いますが、そのようなことは、どのような判断をされておりますか。

○都市施設整備推進室主幹

一度に20名ということにつきましては、通常運営する上で時間差はございますので、ただし、エレベーター利用での待ち時間は確かに生じることにはなります。

○上野委員

これ、今のこの図面が出てきているのが最終な図面で、これ以上修正っていうんだらうか、そういう話し合いはこれからもできるんですか、できないんですか。

○都市施設整備推進室主幹

この図面にて請負契約を結びますので、大幅な変更等はございません。

○上野委員

大幅な変更じゃなくても、今申し上げたようなエレベーターを1基ふやすのが大幅かどうかわかりませんが、スロープをつけるとかいう、1階と2階の移動にもうちょっと優しいような構造、構造というのかな、そういうものをつけ加えたりするという修正の話し合いは、大幅な修正はできないと言われましたけど、その程度は大丈夫なんですか、大丈夫じゃないんですか。

○都市施設整備推進室長

今回、ホテル棟の整備でございますが、今、新館を取り壊しております。その場所にホテル棟を建てるようにしております。いかんせん敷地が狭くございまして、この許容範囲の中で私どもオーダーしております10部屋以上と、それからレストランホール等を必須条件としておりますので、その範囲内での対応かなというふうに思っております。ただ、朝食等で混雑する場合につきましては、運営会社において円滑な誘導ができるようにすべきではないかというふ

うに思っております。

○上野委員

今言われたソフトの面で対応をするんだけど、ハードの面はもうこれ以上動かせないというご答弁なんですかね。この構想から、私専門家じゃないんでよくわからないですが、階段を車いすでおりれるんですか。というか、ソフトの対応というのは、それを階段でおりれるような手助けをしていくというようなご答弁だったんでしょうか。

○都市施設整備推進室長

物理的に2階から階段でおりることは、車いすでは無理と思っております。ですから、いわゆる運営上で配慮しながら、混雑しないような形でやっていただけるというふうに考えております。

○川上委員

上野委員に触発されて、1問だけしましょうね。火災発生時だとかいうときは、避難誘導とかはどう考えてるんですか。

○都市施設整備推進室長

事業者の提案の中で、いわゆる防災のときのサイン、避難経路とかそういうサインを適切に配置したり、それから非常階段等につきましては、視認性を高める計画というところでしております。それから、エレベーターにつきましては、防災計画を立てて、災害時に施設利用者、それからスタッフの安全が確保等できる計画というふうな形で、防災対策には最大限の配慮を行うというふうに提案されているところです。

○川上委員

日本の最大限の対応というのがその程度かと。火災発生時にエレベーターで避難するのが有効かどうかというのもあるかもしれません。そういうことを含めて1台でいいのかと。だから先ほど、委員が言われたスロープだとかどうなってますかとかね。万一のことがあったらどうするんですか。我が国の最高の考え方でやりましたと。車いすでしか移動ができない方たちに犠牲が出ましたというようなことでは許されないでしょう。これはもう私としては指摘しておきたいと思うんだけど、それで、先ほど工事費の内訳書について明確な答弁がないままです。それで、この答弁のないままでは特殊にこの方式、この会社との関係で、本市は除外規定はないんだけど、工事内訳書の説明を求めていると、資料の提出を求めているということを確認せざるを得ません。そこでね、随意契約ということになっています。随意契約の場合に工事内訳書を出さないでいいんですよっていうこともないわけですね。今の説明ではね。それで、12億5400万円の金額で本市が随意契約を過去にどのくらい行ったことがあるかお尋ねします。

○契約課長

そのような案件はございません。

○川上委員

過去、随意契約で契約した額で最高額はどのくらいかわかりますか。

○契約課長

手元に何もありませんので、今お答えができません。

○川上委員

12億5400万円の随意契約が99.73%で行くわけだけど、予定価格との関係でね。市民がああそうですか、ありがたいというような契約のあり方がどうか、契約課長としてはすぐわかるでしょう。市長も副市長もわかるでしょう。だから、過去の随契のレベルがどの程度であったか、過去最高の、通常でもいいですよ、過去最高の随契の金額がどのくらいですか。わからないままでいいんですか。通常ね、そうしたら今年度でもいいですよ、30年度。随契最高額どれくらいですか。

○契約課長

金額というのがちょっと今すぐにはお答えできませんけれども、基本的には建築工事で随意契約というものがないというふうに考えております。

○川上委員

極めて異例なことが、先ほど、工事費内訳書も提出を求めないとかいうことを言いましたけど、このような巨額の契約において随意契約が行われるということについて、事の重大さを考えないといけませんよ。これについて市民の理解を得るためには透明性を確保しないといかん。にもかかわらず、工事費の内訳もありませんと。エレベーターも1基しかありませんと。後は何とかソフトで対応しますとかいうようなことを、この契約議案を審査する過程で平気で答弁するような契約内容ということですよ。それで、相手を信頼して工事をやっていただけるといふふうに言うんだけど、そういう態度で税金を財政出動していいんですか。そこで、契約相手である九特興業株式会社について、施工能力についてお尋ねします。あなた方確信を持ってらっしゃるから。それで、資本金は幾らですか。

○都市施設整備推進室主幹

九特興業株式会社の資本金は5千万円でございます。

○川上委員

社員は何人ですか。

○都市施設整備推進室主幹

申しわけございません。プロポーザルの提案時に会社の経歴書を出していただいておりますが、社員数は記載されておられませんのでわかりかねます。

○川上委員

それはどういうことですか。市が求めたのに記載がないということですか。

○都市施設整備推進室主幹

社員数まで求めておりません。

○川上委員

私は、プロポーザルのその企画書に社員が何人と書いてありますかとは聞いてないですよ。現実に資本金5千万円の会社で社員が何人おるのかなど。あなた方、施工能力を信頼していると先ほど言ったでしょう。社員何人かわかってるんじゃないんですか。

○都市施設整備推進室主幹

社員数は把握しておりません。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 11:17

再 開 11:25

委員会を再開いたします。

○契約課長

職員数でございますけれども、本年度受け付けをいたしました建設工事競争入札参加資格審査申請書に記載されております従業員数でございます。技術者数が15名、事務員等が5名、計20名となっております。

○川上委員

筑豊ハイツの担当はその事実を知らずに、先ほどからこの会社を信頼しておりますと言い続けて、それを市長も副市長も肯定的な態度をとってきたという事実を指摘しておきたいと思っております。笑いごとじゃないんですよ、はっきり言って。12億円ぽんと渡して信頼する相手がどういう状況かをね。現在も、その社員数は変わらないですか。

○契約課長

先ほど申し上げました入札参加資格審査申請書に記載されておりますものでございますので、直近でございます。

○川上委員

それでね、先ほど工事費の内訳書は聞きました。工事の施工体系については、どのように聞いていますか。

○都市施設整備推進室主幹

本契約となりましたら、施工体系図を提出していただきます。

○川上委員

本契約になったら施工体系を出すというのは順番逆じゃないんですか。施工体系を把握しとかなないと、これはプロポーザルの話でしょう。施工能力が本当にあるかどうかわからないでしょう。一般競争入札と違うんですよ。プロポーザルなんです。審査したんでしょう、施工能力について。そのときに、どういったところに施工下請け出すのか、委託するのかわかってなきゃ審査はできなかつたでしょう。

○都市施設整備推進室主幹

そのようなところは求めておりません。

○川上委員

求めてないというか、私はそういうの必要じゃないかと聞いたんですよ。プロポーザルの審査はできないでしょうって言うてるわけですよ。求めてないというのは結論を言うてる。それはわかってるわけですから。必要じゃないのかと、プロポーザルで審査するときに相手の施工能力を確認する上で。

○都市施設整備推進室主幹

建設事業者の参加資格の要件としましては、募集時に建設業法に基づく特定建設業の許可を受けていること、飯塚市の指名登録名簿に登載されている建築関係の事業者であることを募集の条件としておりました。

○川上委員

質問とかみ合っていないでしょう、答弁が。私は、プロポーザルでやるんだから、この業者の能力について、その場で審査したはずだろうと、するべきだろうということ言うてるわけですよ。それについて、今の答弁だと必要ないという答弁なんですか。

○都市施設整備推進室主幹

そのほかに、1千平方メートル以上の施設を建築した実績があることを募集要件にしておりました。実際に提案がありました中では、工事实績としてその千平方メートル以上の規模の実績が提示されておりましたので、工事は履行できる事業者であるというふうに判断しております。

○川上委員

それはどこの工事のことですか。

○都市施設整備推進室主幹

提案がございましたのは、幸袋小中一貫校の建設工事でございます。

○川上委員

提案があったんじゃないかって、提案の中で記載があったってということなんでしょう。幸袋小中一貫校やりましたと。工期守れましたか。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 11:30

再 開 11:31

委員会を再開します。

○川上委員

だから、施工能力がある証明の一つとして幸袋小中一貫校の工事を言ったんでしょう。だから、工期を守れたかと聞いてるわけですよ。

○都市施設整備推進室主幹

変更契約がありました。全て契約の期間内で履行できたというふうに――、

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:31

再 開 11:33

委員会を再開いたします。

○契約課長

手元に資料がありませんので、守れたかというようなご質問ですけれども、ちょっと今手元にございません。ただ、適正に履行されているというふうに考えています。

○川上委員

大変な答弁をしますね。本市においては、工期を守らない公共工事は山ほどあるんですか。だから、資料がないとわからないわけ。工期守ってないでしょう。守れない原因についても議会で答弁してるじゃないですか。なぜ守れなかったかについて要因まで。それについて、私反論もしてる。それで、本当にわからないんですか。工期を守れたか、守れなかったか。わからないくらいの会社に、先ほどから言ってるようにお任せをしようっていうことですよ。社員数もわからなければ、それから工期を――、都市整備室が言ったんですよ。1千平方メートル以上の工事を立派にやり遂げたかと言ったかどうかかわかんないけど、やったから信頼に足る業者だっていうその証左の一つとして言ったわけでしょう。それ工期を守れたかって聞かれて、どうかよくわかりませんかというその程度のことで信頼してるわけ。ということになりますよ。本当に工期を守れたかどうかわからないんですか、契約課長が。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:35

再 開 11:35

委員会を再開いたします。

○契約課長

工期は守られております。

○川上委員

工期を延長したんですね。あなた方が助けたわけですよ。それで、あなた方がそういうことを聞かれて、即答して当然なんですよ。そういうのがわからない状態の業者に随意契約で12億5100万円も、今度は出そうとしてるところに、市民は大丈夫かというふうに思うわけですよ、この姿勢は。だから、もう少し聞きますけど、工事費内訳とかきちんと取っておったりしなければ、何が起こるかかわからないということがあるわけでしょう。そういうことも含めて。そうするとね、これ契約見ると、本館解体というのがありますね。この社員15人の会社がどういう段取りで本館解体するんですか。アスベストとか、特定危険物含んで慎重に処理しなければならないんだけど、この九特興業しきらんでしょう。どうやってやるんですか、これは。

○都市施設整備推進室主幹

契約を締結しましたら、その後に施工体系が出てきますので、その中でできると判断しております。

○川上委員

これ、アスベストは本市が最終的に適正に処分されるまで責任がずっとあるんですよ。施工体系が出てきたら、それ何とかしてくれるだろうというようなことで大丈夫なんですか。この危険物については特別にどう処理するかについてプロポーザルの段階で扱っておく必要があるんじゃないんですか。

○都市施設整備推進室主幹

プロポーザルでは、設計、それから建設、維持管理運営という3者それぞれ、この再整備が行える事業者というのを募集しております。その中で、建設事業者につきましては、特定建設業の許可を得ている会社ということで、施工するに当たって各種体系を構築できる事業者であるというふうに考えております。

○川上委員

この九特興業は、本市の格付ではどこに入ってますかね。

○契約課長

建築一式S I等級となっております。

○川上委員

いつからその格付になってますか。

○契約課長

大変申しわけございません。それも今手元にございませぬ。

○川上委員

当然、都市整備室も知らないということですかね、そうすると。

○都市施設整備推進室主幹

いつからS I等級になっているか存じておりませぬ。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:40

再 開 13:00

委員会を再開いたします。

○契約課長

九特興業の格付に関するご質問でございますが、九特興業は合併当初から飯塚市の最上位の等級に格付をされております。平成24年度からS I等級を導入しておりますけれども、その時点からS I等級に格付をされております。

○委員長

いいですか。ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

当初の提案書、DBO方式で提案書が出され、委員会のほうにも提出されております。その提案と今回提出されている議案の建物に関しては同等なものというふうな理解でよろしいでしょうか。

○都市施設整備推進室主幹

当初、企画提案されております建物と同等のものでございます。

○江口委員

企画提案の中では、費用についての言及もございませぬ。その費用の言及の中では造成費用等が大きく違っている部分があるのですが、そういった点についてはどのように変わったのか、まず、そこから教えてください。

○都市施設整備推進室主幹

当初、提案のございました見積もりにつきましては、造成工事の中にグランピングエリアの建物まで含まれて提案をされていたところで、それとの差異が生じております。



○江口委員

そういった変更があるのは多少は容認すべきだと思うんです。当初の提案では14億359万6千円の提案でありました。今回議案となってるのは12億5千万円であるんですが、そのほかにもやっぱりいろんな費用がかかっていると思うんです。先に新館の解体等も手をつけてますよね。そういった分も合わせて、整備費用としての合計予定額としてはどの程度となるのか、お聞かせいただけますか。今既に使ってる分、それと今回と、後これから先予定されてる分、合わせて幾らという形でお教えいただきたいと思います。

○都市施設整備推進室主幹

提案、当初されております部分等につきましては、調査・設計、それから工事監理、建設工事費合計で14億359万6千円でございます。そのうち、調査・設計、それから工事監理につきましては今後契約することになりますので、工事監理につきましては提案の金額を据え置くとしまして、あと建設工事費、合わせまして14億359万6千円が、見込みとしましては13億9972万8千円で見込んでおります。

○江口委員

そうすると、整備費用としては提案の枠内というふうな理解、トータルとしてそれでおさまるということでよろしいですか。

○都市施設整備推進室主幹

提案内でおさまるということでございます。

○江口委員

DBO方式でやるわけなんですけど、責任の持ち方に関してはバラバラだというお話がございました。これについては一本化すべきだ、一本化してグループで責任を負うべきだという話は何度か申し上げたとおりでございます。それについては私は、今でもそうすべきだと考えています。実際の提案書が出て、そして今回等々、建築の工事の契約議案が出てきているわけです。でも、最後の最後になるわけで、引き返す最後のチャンスになるわけですが、現実に提案が出てからここに出すまで、精査する時間は十分にあったと思います。この提案に関しては、十分に現実的なものである。履行期間、長期間にわたる履行期間になるわけですが、DBOのこの3者のグループで、しっかりやっていただくことに関しては、十分現実的にやれるという判断ということではよろしいですか。

○都市施設整備推進室主幹

当初募集しました20年間、運営が続けられると考えております。

○江口委員

ごめんなさい、あとちょっと細かい部分になるんですけど、当初の提案では、最大では75名がホテル棟には宿泊するというふうになってるんです。実質2名から5名という記載もあります。となると1室最高5名の、15の75なのかと思うんですが、バリアフリーのところは10室あるわけでしょう。そこも含めて1室5名入れる形であるという理解でいいのか、それとあわせて、そういった分も含めて、75名分の設備の費用が今回の議案に含まれている。これから後に追加で、別に費用が発生しない、ないし費用が発生したとしても、先ほど言われた13億9千万円でしたっけね、提案の枠内におさまるという形になるのかどうか、そのあたりいかがですか。

○都市施設整備推進室主幹

部屋につきましては、ロフトを想定しております。フロアの部分でベットが2つ、そしてロフトの部分で寝ることができるということで、車いすの方は当然ロフトの部分には上がれませんので、床のレベルのベッドで寝られる形になりますが、健常者であれば、ロフトの部分に上がって寝れるというようなことで、多くの方が寝れるような部屋のつくりになっております。その部分につきましては、現在の工事の中で対応させていただきます。

○委員長

よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

○上野委員

1点だけです。車いすの方の自主避難経路の確保、それと、避難誘導する際の従業員のマニュアル、さらには避難する際の車いすの宿泊する方々へのきちんとしたご案内文書の作成、この3点について、DBOの方々と協議、検討をしていただけますか。

○都市施設整備推進室主幹

はい、協議してまいります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

「議案第68号 契約の締結（庄内温泉筑豊ハイツ再整備（本館解体・新施設建設）工事）」に反対の立場から討論を行います。

筑豊ハイツは、福岡県のウェルネス構想に基づく、筑豊緑地の中にあり、勤労者と市民の健康、余暇、レクリエーション施設として役割を発揮してまいりました。日本共産党は過去、庄内温泉筑豊ハイツを廃止する計画が市によって進められようとしたときに、市民に親しまれている施設を安易に廃止するべきではなく、利用者市民の意見を大切にしながら、市の財政力に応じた形で再整備を行うことを訴えてまいりました。今回の再整備の検討に当たっては、筑豊地域さえ越えた広い利用が想定される中で、福岡県が主体となった関係する地方公共団体の協力を受けて整備することが妥当だとの意見も述べてまいりました。

本館解体、新施設建設に関する工事の契約の締結に反対する理由の第1は、九特興業株式会社、説明によれば資本金5千万円、技術15人、事務2人で社員17人という会社概要ですが、予定価格12億5800万円に対し、見積金額12億5400万円の、99.73%で随意契約で契約を結ぼうとするものです。この建設会社は、市が別に結ぶ運営委託業務契約相手の特定目的会社に出資を行い、配当を受け取ることにもなります。この契約について、何らの競争力もはたらいっていないことについては質疑の過程で市が既に認めたところであり、新しい方式ではなく、これまでどおりの方式であれば、この工事は市が既に認めたとおり、分離分割し、地元業者が入札に参加して仕事をとれるものであります。さらに、これまでどおりの方式であれば義務づけられ、新しい方式、つまりデザイン（設計）、ビルド（建設）、オペレート（運営）、DBO方式でも例外規定はない工事費内訳書の提出を市が九特興業株式会社だけに求めなかったことが、審査の過程で明らかになりました。さらに、新しい方式で提案内容に優劣をつけるのであれば、事前に施工体系を検討し、特に本館解体で排出されるアスベストの最終処分等について、行うべき審査もしていません。契約の内容及びそこに至る経過に、本市が積み上げてきた契約に関する知恵、積極的なルールに違反するところがあるわけであり、

理由の第2は、温泉資源が豊富にあるのに、年間1万2千人を超える利用者の声は聞かず、一方的に温泉浴場を廃止し、新たにつくる宿泊施設は、バリアフリーで車いす対応であることをうたい、来年夏には南アフリカ共和国の車いすテニス選手団も宿泊する計画なのに、その障がいのある選手の皆さんを2階建ての2階に宿泊させ、エレベーターは中央に1つ、ほかの避難ルートは狭い階段が一方にあるだけであります。通常の利用に支障が考えられるだけでなく、火災発生時など緊急時避難に全く対応しておらず、危険な設計と言わざるを得ません。この設計でも、市は大丈夫という答弁を繰り返しておりますけれども、その姿勢からは、実は東京パラリンピックの選手の皆さんを本市上げて迎え、歓迎するという言葉が本気ではなかったのではないかとと言われても仕方がないのではないのでしょうか。そもそも、このような施設の

2階に障がいのある選手の皆さんに宿泊してくださいということ自体が、国際交流の精神とも矛盾するのではないのでしょうか。後になって設計と契約を変更することが必要になり、財政出動がふえることにもなりかねないのであります。

このように、今回提案の施設は、市が掲げる目的にも沿わない内容になってしまっているのに、このまま市長が撤回もせずに、採決を求め、契約を結ぼうとするのは到底認められません。

以上で、私の討論を終わります。

○委員長

ほかに討論ありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第68号 契約の締結（庄内温泉筑豊ハイツ再整備（本館解体・新施設建設）工事）」について、原案どおり可決することに賛成の議員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「請願第15号 飯塚市弓道場に関する請願」を議題といたします。質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

前回、前々回に弓道場の新築した場合にかかる費用についての矢道を除いた部分の試算を提出するというふうに答弁があり、前回になりますと、弓道場は矢道というものがあるということでしょうけど、特別な事情のある施設なので、地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書による数字を当てはめて検討することは困難だということで、代わるものとして、時期も違うし、規模も違う、場所もちろん違う、そういう施設の整備費についての報告がありました。その後、飯塚市弓道場単体で建てかえる、同じ面積と考えたかどうかわかりませんが、建てかえた場合について別の試算をしたかお尋ねします。

○健幸・スポーツ課長

新たに弓道場を設置した場合という部分での試算は行っておりません。

○川上委員

前回、本委員会は1月18日に行われているわけですが、それ以降、弓道連盟とどういふ協議を重ねているかお尋ねします。

○健幸・スポーツ課長

すみません。日にちがちよっとはつきり覚えてないんですけども、前回の委員会とを前後してたかと思えます。その際の協議内容といたしましては、射場といいますか、実際に弓を射るところ、その面積についてはある程度話をしまして、その天井高がやっぱり4メートル必要という話がありました。実際の設計の中でも、その分は4メートルは確保できますという話をいたしまして、それに追加して、控え、裏側になりますけども、射場の控えのところ巻き藁という練習をする部分、その部分についても4メートル高さがないとちょっとできないと。そのとき、私どものほうとしては、その分は4メートルを想定しておりませんで、控え室として考えてましたので、その4メートルの確保はできておりませんでした。その部分について何とかしてほしいというような協議を受けまして、実際、設計事務所のほうと確認をいたしまして、そこは部分的にといいますか、実際に巻き藁のところ練習をする部分については、4メートルの確保ができますというような返事をさせていただいたところです。

○川上委員

新体育館の設計との関係で言うと、射場というのでしょうか、があって、片方がメインアリーナの壁と。反対のほうの壁はサブアリーナの壁と。これは、スカッシュっていうんですかね。それで、請願が求めているような、静謐で落ち着いたたたずまいというものとはまるでは

ど遠いわけですがけれども、その壁に何か風景画を描きましょうかというような提案を市がしたんですか。

○健幸・スポーツ課長

そこに絵を描くとかいったことの提案はしておりません。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

休 憩 13:20

再 開 13:38

委員会を再開いたします。ほかに質疑ありませんか。

○永末委員

先ほど川上議員のほうから質疑があつておりました、単体構造の分で検討していただきたいということで、今のところ検討はしないというふうな答弁がありました。今までいろんな審査を見させていただきまして、かなり新しい体育館のほうで弓道の関係の方に対してもかなり配慮した形でのつくりはしていただけるなというふうに感じてはおるんですが、紹介議員としまして、この請願に関してはやはり請願者の意思としましては、静謐な状況の中で、独立単体構造でやっていただきたいということで強く要望も受けておりますので、ぜひ再度、その部分の審査を深めていただきたいと思いますので、そういった部分での審議をぜひ要望します。

○川上委員

今の副委員長の発言は継続審査を求めるとのことだと思いますので、私は、「請願第15号 飯塚市弓道場に関する請願」については、継続審査ではなく採決をすべきだという立場で発言したいと思います。

この請願は、飯塚市弓道連盟が昨年5月9日付けで提出したもので、その要旨は2点あつて、第1は、弓道場建てかえに当たり、既存の規模より縮減することなく、現弓道場と同等もしくはそれ以上の拡充を図っていただきたい。第2は、日本の伝統的武道としての弓道文化を尊重し、静謐、清澄な雰囲気の中で、これを行うにふさわしいたたずまいを持つ道場を設置されたいということであります。

理由としては2点。第1は、現在の弓道場は46年前に福岡県民体育大会を飯塚市が主催地として開催するに当たり、昭和47年9月の大会実施にあわせるため、同年7月着工、9月完工で、旧オートレース場食堂の建築鉄骨材等を利用して、急遽建築されたもので、その後、本格的な道場の設置が予定されていたが、そのまま現在に至っています。その後の他の周辺自治体で設置された弓道場は、規模、設備等さまざまな点も飯塚市よりもすぐれた道場が建築されているのが現状であり、筑豊の中心都市として、地元弓道の発展の拠点として、その役割を担うことのできる弓道場をぜひともこれを機に設置されることを望むものです。第2は、日本の伝統文化としての側面を有する武道でもある弓道を行うに当たり、これにふさわしい建物のつくりや、周囲の植栽を伴うたたずまいを有する道場の設置を望みます。弓道場は単に弓道射技の実施にとどまらず、その静謐な雰囲気に身を置くことができるのが弓道の特質でもあります。これを踏まえて、単体独立構造を含む弓道場設置を望むものです、とされています。

今回請願の審査について、私は昨年6月27日の特別委員会において、3つの視点が大切だとしました。1点目に、市は弓道連盟と丁寧に協議を行うべきではないか。2点目に、9人立以上のスケールと静謐な雰囲気が新体育館構想の中で実現できるのか。3点目として、新体育館併設というばかりでなく、単体独立の構造物としての整備ができない理由があるかを挙げました。1点目、丁寧に協議については、昨年6月27日の特別委員会での質疑を経て、市は、新体育館への集約と床面積の一律な削減の一方的な押しつけのやり方ではなく、調整、協議を行う方向へ向かう姿勢を示しました。2点目の9人立以上のスケールと静謐な雰囲気が新体育

館構想の中で実現できるのかという点については、昨年11月6日の特別委員会までに数回の協議を行われ、まだ検討中であり、決定したわけではないが、弓道場2階に設置すると、弓道場の矢道はメインアリーナとサブアリーナの壁に挟まれるという状況とのことであります。現在の弓道場の開放感、静謐さと比較すれば、息苦しい、閉じ込められたという感じになるのは避けられないのではないのでしょうか。高くそびえる壁に風景を書けばどうか、こういう声も出たそうですが、そんな話ではないと思うのです。3点目の単体独立の構造物としての整備ができない理由があるかという点について、昨年6月27日の特別委員会で質問し、市担当課長からは、現在も単体の可能性を排除しているわけではないとの答弁がありました。

昨年8月9日の特別委員会では、弓道場が新体育館への集約対象から外れても、適正管理推進事業債の対象となることには変わりがないことを質問し、明らかにしました。さらに、弓道場が新体育館への集約対象から外れることから生じる財源を単体独立の構造物としての整備に充てることができるとの考えから、市が試算を行い公表するように求めて、市担当課長は試算を約束しました。

昨年11月6日の特別委員会では、新体育館建設費のうち、弓道場にかかる費用は一般財源で約1億4296万円との試算の報告が市担当課からありました。これがおおむね、弓道場を外した場合に浮かせられる費用と見ることができます。市は、弓道場単体独立の構造物として整備した場合、耐震補強を含む大規模改修だと約2億1434万円。新築だと約4億1945万円との説明をしましたが、矢道に係る広いスペースを試算対象から外せばその分は安くなるとして、次回までに新たな試算を提出すると約束したわけでありました。

ところが、ことし1月18日の特別委員会においては、市は前回説明した試算は地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書による目安の数字であり、矢道がある等特殊な建物である弓道場に当てはめることは困難として、約束した試算を提出しませんでした。

私は、この必要な額は1億円くらいになると試算をいたしました。市が代わりに提出した他都市の事例の中に、越前市弓道場、延床面積574.84平方メートルで1億4560万1400円というのがあります。ここは飯塚市弓道場の1.28倍の広さであります。弓道場単体で整備した場合の費用は、工事と設計費を合わせても総額で1億円程度。補助金を獲得できれば市の持ち出しはそれより少なくなるのは当然ですが、単体として整備することから、新体育館建設費が減る分を考慮すれば、財政的には単体で整備したほうが、最適化債の交付税措置を考慮しても、利用者からも喜ばれる上に、市にとっては有利な割安になる可能性が十分にあります。

最後に、新体育館建設を急ぐ立場からも、この請願に反対する理由はなく、全会一致で採択できるものだと考えます。したがって、採決を行い、採択してもらいたいというふうに述べて、発言を終わります。

○委員長

川上委員、ただいまの発言は、本請願を継続審査とすることの反対討論として、ご理解をさせていただいてよろしいですか。それではほかに、本請願を継続審査とすることについて討論はありませんか。

( な し )

ないようですので、本請願を継続審査とすることについての討論を終結いたします。お諮りいたします。本請願につきまして、継続審査することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、執行部から、「飯塚市新体育館基本設計（概要版）」の資料提出並びに補足説明をしたい旨の申し出がっておりますので、「新体育館、筑豊ハイツ、地方卸売市場の整備について」を議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。

「新体育館、筑豊ハイツ、地方卸売市場の整備について」を議題といたします。「飯塚市新体育館基本設計（概要版）」について、執行部の補足説明を求めます。

○健幸・スポーツ課長

それでは、提出資料の補足説明をさせていただきます。体育館資料1をお願いいたします。

「飯塚市新体育館 基本設計（概要版）」を作成いたしましたので、その内容についてご説明いたします。

まず、1ページ目が設計主旨と新体育館のイメージ図でございます。「だれもが、いつでも、生涯を通じて快適に楽しむことができる多種多様なスポーツの推進」を基本方針といたしまして、大人や子ども、高齢者や障がい者、男性も女性も、ひとりでも仲間でも、健康増進や日頃のスポーツ活動や体力づくり、競技やレクリエーション等を、生涯を通じて安全、安心して利用し、集い、観戦ができる場を提供することができる体育館を目指していくことといたしております。

次に整備方針でございますが、こちらの8項目につきましては、基本計画からの抜粋でございますので、説明を省略させていただきます。

これらの整備方針に基づきまして、5つの基本コンセプトを設定しております。こちらにつきましても、プロポーザルの提案時と変更はあっておりませんので、詳細の説明を省略させていただきます。

2ページ目が計画概要でございます。施設の概要でございますが、名称は飯塚市新体育館、所在地が飯塚市鯉田1560番地5、敷地面積が約3万1千平方メートル、基本設計における延床面積といたしましては現状、8963.4平方メートルとなっております。

次が案内図で、中心市街地からの電車、車によるアクセスを記載いたしております。

今後の事業スケジュールといたしましては、平成31年11月までに実施設計を行い、平成33年度末までの竣工を目指して事業に取り組んでまいります。

右側の配置計画条件については、前回の委員会においてご説明いたしましたので、説明を省略させていただきます。

3ページ目が配置計画でございます。図は左側が北、右側が南になります。

まず、基本方針といたしましては、既存施設や設備の状況を考慮し、合理的に施設全体が機能する配置計画といたしております。建物本体では、中央部分に共用部と会議室や多目的室の諸室を配置し、その両側にメインアリーナとサブアリーナを配置することで利用者が使いやすく、かつ維持管理のしやすい計画といたしております。建物周囲には300台以上の駐車場を分散配置し、通常時から大規模イベント、また災害時にも対応できるようにいたしております。

また、周辺環境への配慮といたしまして、敷地内に雨水に関しまして、駐車場敷下に地下貯留槽、建物には雨水貯留槽を設置し、雨水流出抑制を図る計画といたしております。

4ページから6ページまでが建築計画でございます。4ページの平面計画基本方針及び平面ゾーニング計画につきましては、前回の委員会において説明をいたしておりますので、説明は省略させていただきます。

5ページ目が断面計画でございます。メインアリーナの天井高は日本バレーボール協会の基準となる12.5メートルを、サブアリーナの天井高はバレーボールの国体基準となる10メートルを確保いたします。

また、弓道場につきましては、先ほども説明をさせていただきましたけども、射場及び射場控えの一部について天井高4メートルを確保した計画としております。

6ページ目にサイトライン計画でございます。メインアリーナはバレーやバスケット、興行等のセンターコート利用時に、2階固定席、それと1階ロールバックチェアのどこからでも快

適に鑑賞可能なサイトラインを確保できるよう計画をいたしております。

7 ページ目が外観計画でございます。右側にはイメージ図を掲載しております。

8 ページ目が内装計画でございます。メインアリーナについては黒を基調とした迫力ある内装とすることで、球技の際のボールへの目視性に配慮した計画といたしております。サブアリーナについては温もりを感じられる木の仕上げ材を多用したデザイン計画とし、武道にも適した内装といたします。また、共用部空間には素材の持つ美しさを活かすような計画といたします。右側にはイメージ図を掲載いたしております。

9 ページ目が環境配慮計画でございます。自然採光や自然通風、太陽光の利用や雨水の利用等自然エネルギーを有効利用した省エネルギー化に努めてまいります。また、大空間であるアリーナにおいては、居住域空調や屋根の高断熱化、アリーナ上部の熱だまりを利用した自然換気システムの導入や高効率機器の導入等さまざまな環境技術を取り入れ、アリーナの特性にあう省エネルギー化に努めてまいります。これらの省エネ手法をベストミックスし、高効率な省エネシステムを計画いたします。

10 ページ目が災害時のゾーニング計画でございます。まず、新体育館の耐震安全性の分類、目標といたしましては、国土交通省の「官庁施設の総合耐震計画基準」による構造体の耐震基準安全性分類のⅡ類とし、非構造部材はA類、建築設備は乙類とし、災害時の避難所としての安全性を充分配慮いたします。

次に、避難時の規模といたしましては、メインアリーナ、多目的室、会議室、控室を避難スペースとする計画としており、約800人の避難者の受け入れが可能となっております。右側に災害時における各室の位置づけについて図示しております。なお、2階は災害時においてその管理が難しいため、避難者対応は行わないものといたしております。

以上が、飯塚市新体育館基本設計の概要でございます。詳細につきましては、引き続き、契約業者であります株式会社梓設計九州支社と実施設計業務の中で協議していくこととしております。以上、簡単でございますが、新体育館の基本設計の概要説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に関する質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

中身について言うわけじゃないんですけど、7ページ、外観計画のところ、5の1、ここに「かつて飯塚では炭鉱産業が栄え、今でも当時の遺構が多く残っている。」これは事実です。「炭鉱工場が多く存在していた当時のまちの荒々しさ、ものを生み出す生産性や活気のある雰囲気といった要素をコンセプトとして建築デザインに取り入れることで、飯塚らしさを表現したデザイン計画とする」という、何ですか、これは。当時のまちの荒々しさが今後にも必要なんですか。こういう表現はやめたほうがいいと思いますよ。私はそう思います。

それと、またそういうことで、もう一つありますね。内装計画。鏡面を利用した印象的な共用部空間。共用部は素材の繊細さ、荒々しさの表現によって」、こういう言葉はやっぱりやめたほうがいいんじゃないかなと。今、まちづくりに荒々しさが必要なのか。言葉尻取るような感じしますけどね、僕は違うんじゃないかなと思うんですよね。別にこういう言葉入れなくてもいいじゃないですか。もう少し明るい表現をして、そしてこのデザインにしましたというふうにすべきじゃないかな。市民のほうに説明するときね、昔、炭鉱だったんだから、荒々しさがあったんだからこれでいいんだみたいなこと言えますか。その点、何も疑問を持たないでこういう表現してるのか、これは考えて考えてこのような表現をしたのかお尋ねいたします。

○健幸・スポーツ課長

イメージにおいて、その表現においては、荒々しさが適正かどうかというところまでの判断は、そういう面での検討はいたしておりません。イメージというところがあって、その分のそのイメージを言葉としてしたときの表現について、この分が適正かどうか、ちょっともう一度

見つめ直させていただければと思います。

○道祖委員

設計事務所がこういう荒々しさとかいうことをこの地域のイメージとして持つてるとするならば、まちづくりの方向性が何か違ってるとのかなと思います。今までやってきたことがね。炭鉱時代もよい時代だったと思いますけど、それから今いろいろ、人が輝き、住みやすい、住み続けるたくなるまちというところで、荒々しさがあるから住み続けたいんですか。治安もよくなってるって警察署長が説明がありましたよ。だから、こういう言葉はちょっとしたことだけど、まちづくりのイメージ、イメージを担う建物であるから、もう一度、表現はよく考えていただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

ほかに質疑がないようでございますので、本件についてはこの程度にとどめたいと思います。

これをもちまして、経済・体育施設に関する調査特別委員会を閉会いたします。長い時間、お疲れさまでございました。